

議会運営委員会

平成24年7月24日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫	○木澤 正男	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	辻 善次
嶋田 議長		

2. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

3. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、木澤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、会議録署名委員を私の方から指名いたします。会議録署名委員に辻委員、木澤委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりですので、レジメに沿って進めさせていただきます。

まず始めに、協議事項（1）議長諮問について、①議会改革と議員定数についてを議題といたします。

議員皆さまからいただきましたご意見につきましては、既にお読みいただいているかとは思いますが、一番多かったご意見として、予算決算常任委員会の廃止、常任委員会の見直しについてのご意見がございました。

それで、その一番ご意見の多かった議会構成と議員定数についてをひとくくりとして議論していただき、その後、その他のご意見で出ておりました、正副議長と監査委員の任期について、請願及び陳情書のあり方について、議員報酬の削減について、ひとつずつ順に分けて議論していただければと思います。

それではまずはじめに、議会構成と議員定数について、委員皆さまのご意見をお受けしたいと思います。 小野委員。

小野委員

議会構成というか、議会構成も議員定数もリンクさせて話していかないかんということなんです。この貴重な意見の中にね、当時のね様子も知りたいと、当時の様子ということは、ちょうど委員長が議長をしていただいたときに、いろいろ議会運営委員会で議論して、定数15、それで1人分の報酬を削減、実質的に財政的に14人、2人減ということで結論づけて、その中にはいろいろな団体というのですかね、からも、ほんまにけん

か腰のここで議論したこともありますし、その名前も忘れましたが、町長が設立した住民会議とかなんとかいう会から、当時の議長、委員長が議長で、それから飯高委員もいたし、それから議運の委員長だった里川さん、副議長は坂口議員だったかな、そのとき。でまあ、私もその場に議運の委員として一緒に話し合いさせてもらって、それこそ、どういうことやねんということで、あまりにも攻撃的な話をしてこられたし、ポイントがずれているということですね。でまあ、その結果、当時の議運の委員長からも、きちっと説明をして、議運で諮って、それで納得してもらって、条例改正をしたという、そういう経緯もあるんです。

その時の議運の議論、それから、それらの資料、やはり今の2期目の方だと思うんです。その当時を知らないという方もおられますし、それらもちよっと整理して出してもらってね、もう一度、私らもその時の状況をもう一度おさらいするというので、その上で、さらに改善、改良していくことを見つけ出していきたいなど、そのように思っているんですが、いきなりいろんな意見を出してしまっても、なかなかまとまりがつかないのではないかなと、そのように思いますけども、どうでしょうか。

委員長 今、小野委員の方から、その当時の資料を出していただいて、それに基づいて整理していったらどうかということでございますけども。できるだけその資料を出していただいて、もう1回またそれを皆さん見ていただいて、それからの協議ということで。

小野委員 私は、同じ土俵に入ることになるし。同じ視線にたって、そのような意見です。

委員長 他の委員さんはどうですやろ。 中川委員。

中川委員 今の2期目の人いったら、この委員会の中でいったら、辻委員だけやから。辻委員がその資料も見て議論したいといったらそれでええし、とりあえず進めようって言わはんのやったら、進めてもええやろうし。

委員長 辻委員。

辻委員 ちょっと議事録というのか、肝心なところが議事録に、休憩、休憩でね、議論の肝心なところが抜けているような感じもしますよってに。それが参考になるのかどうか、ちょっとわからへんねんけども。多分俺、その当時でいったら休憩で多分されていたと思いますわ。そやよって、それを出してもらって参考になるのかどうか、きっちり見んな分からへんけども。それはその当時の議員さんで、こういう意見があったって言うてもらおうほうがええのか、資料もらっただけではあんまり参考にならへんのかなというのかなという気もしますのでね。そのへん、その当時関わっておられた議員さんのどういう、議論の細かい内容まで、おそらく、そこには、議事録には入っていないような気もしますので、その辺、それが参考になるかどうか。

委員長 木澤委員。

木澤委員 ちょっと私のほうで、これまでの議論の中で、参考になる資料がないかなと思って、会議録から引っ張り出してきてはみたんですけども。検討会議からの公開質問状と、それに対して当時の議会がどういう見解を答申、お答えしたのかという資料と、そもそも、この議論をしていくのに、議会の役割とはどんなことがあるのかということにも触れた文章があったんで、その辺のところは抜き出してはきたんですけども、今、辻委員おっしゃるように、具体的にどうする、こうするというのは、ちょっと議事録の中では見つからなかったんで、またそうした資料については、のちのち事務局の方から提出していただきながら、今、出していただいていただける意見は出していただいて進めていただくのがいいんじゃないかなと思います。

委員長 小野委員。

小野委員 この貴重な意見の中で、その当時のことをということも書いておられたんで、それらでということ、その説明を全部でしながらもう一度たたい

て、噛み砕いて、いいものをつくっていったらいいのかなと。その中で、検討会議、たぶん当時の議運の委員長の里川さんが、それらに対しての広報にも載せていたような記憶もあるしね。委員長がそれらを集めてくれるのかなと思うし。その場はその場でそういうものがあって、また説明、それから議論を深めていったらいいかなと思うんですがね。

それを先に出してくれということではないんで、ある程度まで議論を進めていった時にも出てくるかなと。今、副委員長が言うてくれてるように、出てきて、また議論が深まる、そういう形で、やらしてくれたりいいかなと思うんですけど。それはあくまでも議員定数のことで。

委員長 どちらにしてもそういう資料が必要になってくるんで、その資料も事務局でつくっていただけたらと、お願いしておきます。 中川委員。

中川委員 正副議長、監査委員の任期と報酬、いろんな意見出てあったやつ、委員長それも踏まえて言うてくれはったんやけど、そんな、先にそれを決めてもうたらどうですか。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時10分 休憩)

(午前9時11分 再開)

委員長 再開します。今、小野委員言われたような形で、資料出していただき、その資料に基づき、また次回の委員会からこの議員定数、議会構成について協議をしていただくということによろしいでしょうか。

よろしいですか、もしこれ以外で他に意見があるようでしたら受けたいと思いますけど。 飯高委員。

飯高委員 議員の意見をいろいろ聞いていくと、先ほども、小野委員言われたように、やはり議会構成というものが問題になってくるかなと、その中で、やはり定数を考える上においての基本になってくるんじゃないかなと思

ます。また、その中でも、特に、前に先進地、精華町ですか、行きまして、やはり常任委員会の複数所属制度と予算決算ということで、いろいろと勉強しました。で、今回の議員意見には、そういったことの経過を踏まえて、やはり、特に、予算決算についてのご意見が多かった、あるという形で。これについてやはり今後見ていくと、改正していくというか、よう検討する必要がありますと思います。また複数常任委員会についても、これも定数のことにも係わる問題でありますし、今、小野委員さんが言われた過去においての1減の何%の、ひとつの議論の中に入っているのかなと思いますけども、やはりこれが基本となって、今後の定数も考えていかなあかんということで、基本的にそういうふうを考えているんですけども。また次回にそういった資料を出していただいたときに、これも含めて検討していきたいなと思います。そういうことで意見を申しあげておきます。

委員長 そうしたら、この件については。 小野委員。

小野委員 ちょっと進め方のことでも、それだけで終るということもひとつの方法やねけどね。議員定数、これ2枚目のところに議員定数についてということで、奇数か偶数かとか、16人で運営された何かなかったとか、12人がもおっしゃっている議員さんもおられるんですがね。皆さんお持ちだと思えますけど、議員必携の446ページのところにも議員定数ということで、いろいろ書かれていますのでね。これらから言うたら、ちょっとこういう考え方はなかなかできないんだと。このことも過去の議論の中でもやりましたので、その時にもこういう考え方ではちょっとおかしいなということも出てくると思えますし、また、先だって郡の議長会での議員研修会、1月17日ですね、この時にも講師の先生が委員会中心主義でいく場合の委員会も、6名から7名、これが限度やと、それ以上少なくしたり、それ以下にしては絶対できないとか、だから、それらの組み立てを見ていけば、議会の定数は最低15名だと、言い切っておられたと思うんですがね。それらのことも踏まえて議論していきたいなと、そのように思います。偶数か奇数かという話も、そのときにも、これらの議員必携の中にも特別にまたいろいろ書いてますので、皆さんももう1回復習してもらえたらなと思

いますので。こういう議論をしていく時に、前もって予習、今日復習になるのかわからないけれども、この議員必携には、ずっと今までから研究しているいろいろ提言してますので、それらをしっかりと勉強してからでも結構なんで、やってもらいたいなと思います。以上です。

委員長 他、ございませんか。 飯高委員。

飯高委員 あと1点なんですけども。こないだ平群町へ視察に行かせていただきまして、アンケートを、議員定数についての意見はということで見ますと、かなり住民の方が削減に対して求められているという数字が出ているわけなんですけども、例えば、それを斑鳩町に置き換えて、どうなるかというのは、それは実際はアンケートをとってみないとわからないという点がありますけども、やはりこの辺はどうなんですかね、やっぱり平群町はちゃんと議会でこういった定数を審議して、こういう形でアンケートを実際に取り立てられていると。やはり地方自治法の改正の中でも、議員定数の上限について撤廃されたときに、いろいろとその中で答申が出てる中において、やはり住民の理解を得られるものであるというのは、やっぱり十分に配慮しなければならないということをしてますんで。今後、今、これも議運の中で、いろいろと議論が進んでいく中において、やっぱり住民の民意というものを、どこで捉えて、反映させていくかということが重要になってくると思います。だからその点を今後も考慮しながら、どういう点で捉えて民意を反映させて、最終的に着地点を見出していくかというのは必要になってくるかと思しますので、その辺のことの配慮を、どうかよろしくお願いいたします。

委員長 小野委員。

小野委員 今の飯高委員の意見に対しては、私はもう疑問というか、クエスチョンもう以前から持っています。民意はね、議会というものの組織、意味が、言うたら悪いけど、あまりにも認識されてない。だから5年前ですか、その時の議論の中でも、そのことでなかなか擦り合わせができなかったとい

う、民意はそりゃ少ないほうがいい、何をしているんかというようなね。だから、その当時の委員長も盛んに言われたのは、やはりきちっとした議員としての自覚を持ってください、議会はどういうところです、どういう具合のことが仕事です、その認識なんですね。だから、そのことは、この前の平群のこの中にも触れておられるんです。議会というのは、やはり民意を受けなければいけないけども、議会の組織そのものには民意は少ないほうがいい。この中で、報酬のことも財政事情とかそういうことを触れておられる人もおられるけれども、いらないんですよ。ただ県議会の研修の時でも、議会というものは、首長がいなくても議会は絶対必要なんです、自治体を動かすのに。その意味は何かと言うと、議会というものはしっかりとした組織で合議制を保っていかなければならない。ただ居るだけでいいんじゃない、それだけだったら困る、ということもありますのでね。民意を聞くということは確かに議会としては必要かも知れませんが、民意を聞いて、民意に対してのきちっとしたあれができてない時に民意を聞いて、その民意が10人やからとか、10人やからとか、それが一番多いからとかいうような議論するのは、私反対やし、ナンセンスやと思います。

そのことが、先ほどちょっと触れましたけども、何か言う検討委員会から、公開質問状、なんやかんやと、何を言いに来てるんやということで、けんか腰です、最初からね。私らの言うこと聞かれへんのか、その後、その方達は、私らは検討委員会ということで、住民の民意を受けているものだ、それを議会がなぜ聞かないんやというようなことがあったんです。そのことで、議会人は住民から選挙で出てきている。だから民意を持っているのが議会だと。その次の民意に、住民の代表というのは自治会、その時から自治会の連合会の役員さんらと意思の疎通を図るためにセットして、どういうことを、自治会長さんどういふこと聞きますかということで、懇談会を持とうとしたんです。そしてその検討会のほうは、あくまでも町長が設置した、まあ言うたら町長の私的な機関、それが言うていることやから、私らはあの後いかんということで、条例も整備した。そういう経緯もありますのでね。毅然と、やはり議論をしながら、何が必要なんかということで、それでやっていって、それでまあ、私ども、平の議員でしたけ

れども、全協も開いてもらって、当時の中西議長に全協も開いてもらって、またそこでも全部言うてもらって、それでこれでいいということで本会議に臨んだときに、残念ながら1人が反対の意思表示をしたんですよ。それこそ、ほんまに、議会として、今まで何議論してきたのかということになってくるしね。その人は、私はもともと、15人とかじゃなくて、12人でええとか、そうしたら何で意見言わへんねんと。だから嶋田議長も12人ぐらいの意見を言うてはんねん。だけど全体の話からのことで、納得したということで、採決も、議運の委員長も満場一致という形を取らんと、議長から起立採決と。そしたら想定していたといたら想定していたけど、想定外のことが起きて、議長も慌てた。というのは、一人立たなかった。そういうその議会の中でもそれは談合でも何でもなし。議論を尽くした上での採決、本会議の採決しているのに、それをその意思をそこで、意見を変えたと、そんなね、卑劣なことするのはおかしいということで、注意したことあるんやけどね。民意、民意という言葉、やはり民意を吸い上げるというのは、あまりにもちょっと無責任なときにもありますので、ちょっと言い過ぎているかわかりませんが、飯高委員がその民意を聞く方向でまたこれから言うてもらっても結構ですけども、私はそのときには反対するつもりです。

委員長 飯高委員。

飯高委員 確かに議会の、どういうんですか、権能というか、議会がちゃんと民意を反映する中において、議会が主導的な立場でやっていかんといかん。その中において議会がやっぱり自らが、こういう定数については決めてやるという方向で、その中で、先ほど言いましたように、やっぱり民意の反映がある。それから今、小野委員さん言われましたように、民意に問うといった場合の答えがほとんど削減であるという答えがあるということをおっしゃっているんですけども、その中には、やはり削減無用という意見もあるわけです。だから、さまざまな意見があって、それをまず議員が、何かの形で受け取って、例えば、各議員さんが地域でいろいろと相談なり、そのところで議会の定数のこととか、聞かれていると思います。その中で、

議会改革どないなってんねんやと、定数はどうかとか、いろいろ聞かれる場合があるんです。やはりそれだけ議会に対する意識が強いし、また、議会がちゃんとした機能を持っているということに対して、おそらくは理解をされていると。その中において、やはり議会もそれに対して応えていこうと、とともに、やっぱり、健全化というか、いろんな形での観点から議会の自らがそういった民意を聞きながら、答えを導き出していくということが、本来のあり方であるかなと。だから、これ民意を聞くと削減ありきやというのではなしに、やはりいろんな多種多様な意見を持って、それを参考にしながら、やはりその答えを導き出していくというのが、やはり本来の考え方ではないかなと思います。再度、意見として申し上げておきます。

委員長 小野委員。

小野委員 ちょっと私もちょっと先走って申し訳ない。飯高委員がおっしゃるように、やはりそういう民意を聞くことで、その中で私らはその当時のときに、なぜ15名やと、よそではもっとしてるやんかというて確かに聞きました。その時に、なぜ15名になったか、その委員会の構成から、人数から、それらのことをきちっと説明して、議会としての機能を果たすためには、委員会中心主義をするためには、最低の数字が15になっているんやということで、そして皆さんに説明してくださいということなんです。その中には、いやあ、わしはこれで12やと言うてんけど、皆がやったからというて、そういう議員がいてたから、私はちょっと懸念している、そういうわけなんです。

だから、名前を出して悪いけど、議長も、飯高議員も、そうだったと思うんですよ。もっと下げやないかんとか、せやけど、議運で練って一応出してきた案に対しての説明、それからいろんな議論を最終的に全協で議論して、そうしたらこれでいこうと決まったのに、1人の人が座っていたという、もうハプニングがあったからね。でその人は、私ははじめから12人でええねとか、ボランティアでええねとか、そういうことを言ってたから、こういうあれはちょっとまずいなということでね、ちょっと心配して、

そこまで走ったと。今、飯高委員のおっしゃるとおりです。やっぱり民意を聞いて、それを一緒にまた議論をして、また出来上がったものは、民意が10人やから10人やという議論じゃなくて、議員としての立場の意見も出してほしいなど、そのように思うので、ちょっと先走って申し訳ない。委員長、その点議論している時に、またかっかして、議論なるかわからへんけれど、それがまた必要やねね。そういうことも踏まえてやってもらいたいと思います。

委員長 議員定数について、いろいろ意見をいただいておりますけども、これも議会の構成の仕方によって変わってくる、その定数の関係も変わってきますので、それも一緒に踏まえて、次回協議してもらえたらと思います。

よろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしたら、次に進ませてもらいます。

次に、正副議長と監査委員の任期について、委員皆さまのご意見をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 私は、この貴重な意見を出していただいた議員さんに対してね、大変失礼なことを言うかも知れませんが、「多くの自治体が1年となっている、この意欲ある議員に役職になれる機会を多くするためにも検討してほしい」という、2年になっておりますがということで、この方は1年に戻して、それで順番で一人ずつやっていったらええやんかと、そのようにおっしゃっているんですがね。先ほども言いましたけども、これ私コピーしてきたんです。議員必携の、ちょっと控えといてください、444ページにね、議長、副議長、特に議長は法定の4年任期を全うするよう努力すると提言されているんです。その中で、以前から、だいぶ前から4年でいけというようなそういうことを言われているんです。実際に最新の全国調査では4年が半数いて、それで2年交代が4割弱、1年交代が1割弱、1年交代というのは、もう1割弱しかない、全国的に。この周辺のことしか

この方は見ていない、情報を集めていない。こういうことはね、結局、第1次報告というのもこの前に報告してるねけど、「短期交代は議長職の形骸化を招き、代表性と指導性を弱め、対執行機関関係で地位の低下、権威の失墜を来すし、分権下では議事運営習熟、正常な議会運営確保、議会活性化方策への取組みという観点からも、極力是正すべきだ」と。今回も、やはり4年が望ましいことを指摘したい。だからね、このことはね、私も議会へ来た時からこういうことがあったのでね、いろいろ提言してきました。だけど、中には先輩議員がね、他からの議会運営委員会の視察の時でも、その人が議運の委員長していた、私が議長をしているときなんですけども、当然ほかの自治体から来られる方は、このことも踏まえて1年交代ということで、説明してやったら、皆不思議がるんですよ。全国的にいうたら1割のところに来ている。奈良県でも斑鳩町の議会というのは、議会運営は優れているということで、ほとんど議会運営のことで視察いうたら、うちへぱっとくるんですね。そんな状態でしたね。私も、その時は議長で出てたときやと思うから、やはり最低2年ぐらいになると思いますけどと言うたら、古い議運の委員長がね、この議長は議員の、この今おっしゃっている方とよう似ているんです。「議員の議長になる権利を剥奪しよんねん」と、そういう意見を、ほかの議会の人に言っておられました。私は唾然としたけどね。この2年にするために、私は委員会条例を2年にした、そういう狙いがあったんです。でまあ、委員会条例が1年だということだから、どうしても申し合わせが1年にしてあるから、ということで、まず委員会条例を2年という形で、前回のときにさせてもらって、議長、副議長それから監査委員、2年の申し合わせにしようと、条例化できないですからね。この中でね、議長、副議長を条例化ということも、検討しているという、そういう項目も、そのままぱっと流してんけどね、どういう意味かわかれへん。やはりそれらのことも、しっかり勉強してもらったらいいと思いますし、私は、今回、こういう意見を貴重に出していただいたことに対してね、それはそういう説明をして、これは私は議論をする必要はないと思うんです。逆行するわけなんですからね、体制から。だから、まして、この方の、多くの自治体が1年となっているという、この認識が間違っている。意欲ある議員が役職になる機会を多くするためにもと、こ

れも意味がわからないですね。だから、これは個人の議員の利益だけを言っている、利益っていうんですか、そのことを言うているだけで、議会という組織自体に対しては、もう弊害であって、今やっと、2年に申し合わせをやってます。だから、それを逆行させるような議論はもうする必要はないと思いますし、このことについては、皆さんの意見も聞いてもらってもいいんですが、私としては、この意見を出していただいた方にも再度勉強してもらいたいと、そういう報告を、委員長報告に入れてもらえたらありがたい。えらい極論言うてんねんけどね。そのへんも皆さんの意見も聞いてください。

委員長 中川委員。

中川委員 もっと極論になるかわからへんけど、議長の任期は4年が望ましい、というのは私も思います、ただ、その中で、やっぱり議長の職はかなりハードやと、一般の議員に比べたら。それも見越して2年、2年でちょうどええのかなと、そんな思いで、2年で申し合わせを変更したと思います。だから、今のままで、現状維持で結構やとそのように思います。1年に戻すことはおかしいと。

委員長 辻委員。

辻委員 1年でとか、2年でいいのかというのはありますけども、2年って区切らんと、私は、前回1年の任期ですけども、申し合わせで1年の任期ですけども、2年もされる方も以前もおられますし、固定せんでもええんと違うかな、2年と固定せんでもええんと違うかなというふうな気もあって、今、議長になってもらったとしたら、議長かてふさわしかったら、2年も、3年も、4年もしていただくというのが、こらもう議員全部の。ただ、その中でいろんなことがあって、どうしてもやっぱり交代してほしいという気もあるときもあろうと思います。その辺も含んで、何も2年と固定せんでも、1年としといて、とりあえず、よかったら2年でも3年でもというふうな、本来やったら、何年もしてもらったほうが望ましいのは望ましい

というのか、やはり経験あって、議長されたらやっぱりいろんな団体も出られます。望ましいのは望ましいですけども、そこでやっぱり区切りとして1年としながら、当然、再選というのかな、どないなんのかな、ようわからんけど。何年もしてもらおうというのが本来は望ましいけども、とりあえず固定化せんと、ある程度、やっぱり、もう1年で辞めんねんという気やなしに、交代やなしに、固定化せんと、ある程度、1年でもう一遍、次行くんやったら行くという表示をしながら、皆さんの同意を得るとというのが望ましいのかなというような感じやから、そういうことで、私としては、やっぱり基本としては1年としながらいうことで、何も2年も3年もしたらあかんということではなしに、1年で一応区切りとして、1年という区切りをつけたほうがいいのと違うかなというような気がする意見ということ。

委員長 小野委員。

小野委員 今、辻委員が、議会運営委員のその視察とか、そういうものを経験されているのかどうかちょっとわからないんですが。議会運営委員で視察に来られたら、「斑鳩のしおり」みたいな形でね、議員の報酬とかいろんな、そこに申し合わせで1年と書いてあるということは、先ほどもちょっと触れたけどね、よそから来られたら「何やの」ということ、皆そう思うんですよ。そら確かにね、自分は平成3年から来てて、前はあれやったけど、その中でね、2年連続でねされた中川雅司さん、2年連続されたんですよ。で、私も2年連続したんです。だけど、それはいろんな1年ということ、いろんなことがあってね、ものすごく1年と申し合わせしたんがイレギュラーやんかと言う考え方持ってね、1年したったらイレギュラーとか、だけど、その時分も、私の場合もいろんな話があって、私も1年で辞めるつもりであったけど、申し合わせやと。だけど、いろんなその時の状況でね、もう1度いかせてもらえるというふうになったのでね、2年連続させてもらった。中川雅司さんのときも、いろんなことがあったんです、それらのことでね。雅司さんも辞めるという申し合わせやから1年で辞めると。で、1年に申し合わせしてあったら、何のために2年というのは、

先ほど中川委員も言ったけども、ハードヤから、4年やったらというのは、これは、ちょっと議長経験者のね、オブラートに包んでいると思うんですよ。本来は4年やねんからね。4年が全国的に半数あるねん、この実態踏まえたら4年が当たり前やと。だけど、中川委員がちょっとでもその意欲を、代わっていくのに、2年で申し合わせしとこうやと。それで皆納得していると思う。それをまたもう1回、1年に申し合わせに戻すということは、もう完全にちょっと議論からは外れてしまうと思うんですね。だから、意見としては出してもらって結構やけども、やはりそういう1年に戻して、先ほど読み上げましたけども、やはり議会の形骸化ということにつながるんだと、議長が。だから私はね、常任委員会のあれを条例で決めるとなってるから2年としたのがね、私は委員長がね、長も2年いかなあかん。だけど、そのとき、19年の改選後のことでね、私もその資格はないねんけど、やっぱり相談をその当時の方からも受けていたんですよ。やっぱり委員長2年いくのには、ちょっとメンバー的というか、組織的に無理があるねん、だから常任委員会の改正してありますわな、1年で改正するという、私1番先に心配してたことを、その人が電話して来た時にね、いや、議長、副議長は2年の申し合わせそのままですと。ああ、それやったらね、俺は何も言われへんけど、それは堅持してくれよということで、お願いしていたというか、そういう経緯もあるねんけどもね。これは1年に戻す、今までも1年やったからとかいうような、実際の、ほんまにこの中で活性化を図るためにはどうせいということ、しっかりと勉強してほしいなと、そのように思います。意見に対しての、何も潰しているんじゃないですよ、だからこれをもう1回読んで、そういう意見も、ちょっと声出していかなあかんのかなとか、というのはね、今までの経験でね、いろんな人からも聞いていたんですよ。順番かとかね、議長は順番かってね、だから、私はこの前なんかの時に、本会議場でね、教育委員長が本会議場かなんか予算のときかな、教育長がね、教育委員長が仲良く委員長を順番に回していると、そんなもん違うやろと、だいぶばあつと言うたことある。やっぱり4年間の任期の中でこの議会というものを、どうするんや、こうするんやということで、どんだけのことでそれをやっていくかということになったら、やっぱり議長が4年間やってもらってするんがいいんやと思

ます。何も議長が全部引っ張っていくんじゃないからね。議長やからいうても、何も引っ張っていけるものと違う。皆の協議のもとで、議長としての意見を言ってもらえるし。だから、特にこの意見は、私は見てて、ノーグッド、だめですよということで、この議員さんに私は直接説明さしてもらいたいと思うけど、そんなんでできないのでね。議会運営委員会の中でね、中川委員も言うているように、4年がいいんやけど、2年にしてあるんやということをもっと理解してもらおうということで、そういう結論をまとめてもらいたいなど。

委員長 辻委員。

辻委員 本来やったら、大臣でも1年ごと交代ということは、これは大臣でもね、今の政権でも1年ずつ首相が替わるというのはいかがなものかといわれてますけども。議会で、われわれ議長を選出する時に、1年だけ様子見たいという気もある。選ぶときの気もあるということで、ひとつこの人、この議長やったら議長にも賛同するけども、1年だけちょっとお願いしよう、で、次は其中で1年でいろいろあったら、また次、固定やなしに、次もやっぱりその人選んでいこうという、ひとつの選択肢というのがあるけどもええのかなという感じのことです。1年でいいのか、2年でいいのか、また4年にするのか、それも議会で、委員会で議論してもらったらええんですけれども。そりゃ議長は経験してもらったほうが、対外的にいろいろ経験された方がええというような気もしますけども。なにも1年で交代やなしに、ある程度やっぱり引き続いてしてもらおうほうが望ましいのは望ましいですけども。ただ、その中で、もうちょっと議長になりたいという人があったら、やっぱりそういうことも、当然選挙ですので、そういう選挙の機会もあってもいいのかなという感じから、1年というのが、これにある程度賛同できるかなというような気もするから、その辺も1年しかあきませんでということではなしに、やっぱり、引き続いてするのが基本でというような考えから意見として。

委員長 小野委員。

小野委員 それをこの議運でね、やっているということは、私はもう情けない、はっきり言って。今までやってきたこととか、さっきも言うたけど、このことで1年ということに対しては弊害しかないねんということをね、やっぱり、この本は言うておるんですよ。だからね、こないして書いてきてくれてはるけども、これは違いますよと、これをしっかり読んでくださいということで、もう機能しないという、そこまでの結論を出してもらいたい。でまあ、今、辻委員がおっしゃるようにね、1年に決めてても2年いけるんや、いったらええやんかと、その判断ができないですよ。できないですよ。だから、この人やったらもう1年いってもらってもいい、この人やったらもう辞めてもらわなあかん、1年で申し合わせしてあるから、申し合わせしてあるから、一応1年経ったときに、一身上の都合でと、申し合わせによりと、申し合わせによりということで、辞表を書いています。これは違うんや、一身上のって書かんあかんのちがうのと言ったら、それこそ中川雅司さんが「申し合わせにより」ということで出してはった。それは正解なんです。申し合わせにより、私は辞任しますと。それで議長が欠けて選挙ですよ。もちろんその人がもう一回選ばれても、なんも差し支えない。申し合わせで自分が出したということなんです。だから申し合わせをするということが、議会の中で決めてある。1回ずつそれをせないかんし、言うたら悪いけど、1年間、議長をしようとしてもね、手探りなんですよ、全部ね。初めてですよ。わからないですよ、どういう具合に持っていったいいのかね。どういう具合に進めるのか。これはもう議長になってみゃんなわからない、何年か開いてまた議長に復帰してはった人も中にはいあります、過去にはね。そやけど、そういう方もおられると思うんです。だけど、2年連続するということに対してのね、じっくりと腰を落ち着かせて議長職をやっていく、それが必要やから、本来は4年やねんけども、2年でということで、申し合わせを2年にしてある。で、今、そのことに対してのね、こういう意見、「意欲ある議員に役職になる機会を多くするために」、皆意欲あるんですよ。あるとき、今回もそうやったんかな、前回のときも白票を入れてね、総スカンくらったことがあるんですよ、住民ですよ。2票で副議長になったということ、知ってはりますやろ。そう

いうときに、私も議会に来てまだ1年か2年目ぐらいでしたから、あれや
ったけど、皆先輩のみんな「白票を入れてくれ」ということで、白票を入
れたんですよ。皆、支持者から、「お前も含めてな、副議長になろうとい
うような気がないのか」と、それぐらい怒られました。意欲ある人間、皆
意欲ある。支持者もその役についてほしいですよ。それを白票というね、
議員は被選挙権も議長に対しても副議長もそうですけど、被選挙権があっ
て、投票する、ですわな。だから立候補制じゃなくて、この中から選んだ
らいいと、そういうことになってきます。できるだけどういう具合にした
いんやという思いを言うてもらって選ぶという、そういう機会もええんち
ゃうか、それもええと思います。だけど、立候補制をとる必要は、私はお
かしいと思うんです、今だにね。なんか立候補やったほうがクリアやとか、
裏でいろいろしているのはどうか、というのがあるねけどね。私はこれに
ついてまだ議論する必要はもうないと思うけど、この人にちょっと言っ
てもらってね、辻委員は議論しようということやけども、この任期につい
ては私は今のままで。ひとつずつやっていかなあっちこっちぶれたらいかん
しな。

委員長 中川委員。

中川委員 私も2期というか、2代続けてさせてもらった経験者の1人やけども、
その時かて1年、あつという間で、何もわからへんまま、議長って議事進
行で終わってしまうのかなと、そんな感覚でありましたもので、前議長の中
西委員長とその当時の副議長の嶋田現議長に、私はお願いしますと、ちょ
っとわかってきたころやと、1年で、悪いけども、あつかましいけども、
もう1回続けてさせてほしいということ、私、2人の前議長とその当時
の副議長にお願いさせてもらって、2人ともそういう気持ちやったら行っ
てくれたらいいやんかと、いう形で、2期続けてさせてもらいましたけど
も。やはり1年では短いと、議長本人に対してもあまりにも勉強不足とい
うのはおかしいけど、議長としての職を全うできないような、不完全燃焼
で終わるような、なんかそんな思いがあったもので、私が2回目させても
らったときはもう2年に変わったときでしたけど、だから3年続けてさせ

てもらいましたけど、やっぱりそういう経験の思いからしたかて、やはり2年は必要やと、はじめ2年はしてほしいと、まあ1年で妨げられることのないように、やっぱり2年というのは必要かなと、私はそない経験上そういうふうに思います。

委員長　　今、小野委員と、中川委員が2年でいいということで、辻委員が言うておられるのは、任期は1年にしておいて、あと、2年でも3年でもよろしいですよと言うてはんねさかいに、2年でもええのやないかなと思います。ただ、1年と言うてはるのは、1年見てて、この人あかんという、そうしたらどうするの、という感じに聞こえますので、それやったら1年目の時に、やっぱり選ぶということ自体になってくるのかなと思います。だから、考え方自体は、言うてはんのと、同じでないかなと思います。

ほかの委員さんはどうですか。　飯高委員。

飯高委員　　中川委員さんの言われたとおりかなと思います。確かに、議会としての議長というのは、やっぱり対外関係においてやはり重要な位置を占めたりもします。当然、議会内においてもその主導権をどうしていくかということに対しても中心的な感じの運営というか、なりますので、やはり1年というのはやっぱりどうしても力をつけていく過程になるのかなと。そしてあっという間に終わったというのは確かにそういえるかなと思います。そういう意味からやはり最低は2年であるかな。1年から2年に変えたというのもそういう理由があつてのことだと思います。そういうことから、任期は、今の2年任期ということで、問題が現状ではないということも僕自身が思いますから、今のところはこの2年任期ということでいいかなとは、私自身は思います。

委員長　　木澤委員。

木澤委員　　私もこれまで、もともと1年やったやつを2年にする時にした議論、今、中川委員がおっしゃったように、1年ではなかなか議長の役割を果たしきれないというところで2年にしてきましたんで、やっぱり議会として、ど

ういう形でとって、町外に対してもきちっと議会の役割を果たせるような体制をつくっていくということですので、2年任期がいいのかなというふうに思います。おっしゃっていただいている人も、よりね、意欲のある議員さんになってもらったほうが、議会としてもより効能的になるんじゃないかということで、ご意見をいただいていると思いますけども、これまでの議論を通じて、これまで経験された方もおっしゃってますんで、このまま2年の体制でいっていただくのがいいのかなと、こういうふうに思います。

委員長 小野委員。

小野委員 先ほどから言うているように、議員必携の444ページのね、その概説の一番最後にね、私はこれ一番重要視しているんですよ、議会としてね。「対執行部関係でも実質的に対等同格以上に対応できる権威と識見とが必要不可欠になってくるからです」、だから短いのはあかんということで、結論づけてある。だから、私は議会として、やはり2年の議長を守って、対執行機関と対等に、1年交代にしている議長のところはそれが一番の弊害になるんだと、それがひいては住民に対して、せっかくその議決機関としての議員として選んでもらった者に対しての、それができてこないんだと。議会全体の権威を下げちゃう、そういうことが、私は原点にあるということで、付け加えさせてもらいたいなと、だから2年ということを守ってほしいと、そういうことでお願いします。

委員長 今、皆様の意見を聞かせていただきまして、一応2年ということで、このまま続けて2年でさせていただきたい。ただ、この中で今議長の話になっておりましたけども、副議長、監査委員とございますけども、同じ扱いでさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしたら、この件につきましては、従来どおり2年という形でさせて

いただきます。 小野委員。

小野委員 何か以前はあったんですけどね、あったというか、監査委員に議長の終わった人といったらおかしいけど、前議長がなるとかいうようなね、そういう風習があるようなこともちらっと聞いたんやけどもね。その申し合わせはしてないんやね。あくまでも、やっぱり監査委員の、この前にも、あれしたけど、議長経験者が監査委員になるというようなことを、チラッと聞いたんやけども、そういうことは何も申し合わせはしてないんやね。

委員長 中川委員。

中川委員 私、議長させてもらってるときに、木田議員がそういう発言されました。それはそういう申し合わせもないし、そういう規定はないということ、はっきり私、木田議員に申し上げて、その場はそれで終ってんけど。

小野委員 だから、ちょっとそのことをチラッと聞いたから、以前は確かに議長の経験者が監査委員になってるとかいうのはあるんですが、私も議長経験をする前に監査委員を2期2年間連続でさせてもらった経験があって、その時はなんか違和感があったんですが、やはりそれは関係ないんやということで、それはそのまままきていると思いますねけどね。ちょっと気になったので。

委員長 それでは、次に、請願及び陳情書のあり方について、委員皆さまのご意見をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 この意見を出していただいている方が「提出内容の周知をはじめ」ということなんですね。どういうことなのかということで、これ、その方が間違っておられるのか、「誓願」という字の「誓」間違ってるねんけれども、事務局が間違ったのか。提案者に対して、請願・陳情に対して、提出内容の、提案者に対して周知ってどういうことなのかな。ちょっと、この意見の意味がわからないけれども。

委員長 この前のときに、ネットで出されたやつ、その方が内容的には、それなりにええ内容を書いておられてんけれども。住所がない状況でしたんで、やはり、出し方について、もうちょっと、わかりやすい内容で説明したほうがいいのちがうかということありましたんで、そのことやと思います。
小野委員。

小野委員 多分、今、委員長おっしゃることじゃないかなとは思っていますけれども。そのことやったら、事務局にそういう扱いを。住所がないという方、アドレスはあっても、住所がないという方、請願としてもあれが整っていないやと思う。まずアドレスを通じて、その方に連絡をしてもらおうと、それは可能やねんね。住所を送ってくださいという、この内容じゃないんやね。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 たしかにメールで送られてくるといって、アドレスがあるから送られてくるわけですけども、それに対して送り返すということは可能であります。ただし、私が企画財政課長のときに、情報関係を担当していましたけれども、町の扱いとしましては、いわゆる電子メールに関しましては、「なりすまし」という問題が、「なりすまし」。だから他者に「なりすます」ということが非常に容易にできるということもあって、町に送られてくる電子メールの取り扱いについては、住所・氏名がきちっと明記していたものしか取り扱いをしないと。匿名に関しては、取り扱いをしないと、参考的な意見として取り扱いますということでは、しないと。電子メールの扱い方としては、そういう形になってこようかと思います。

委員長 小野委員。

小野委員 その方が、住所が打ってあったら、それで、住所と氏名が、住所もあって名前も入れてあったら、議会としても取り扱いを検討しようかというス

ダンスですねんけどね。だから、住所のないメールで、それをしてくださいというのは必要かなということかなと思うねけどね。技術的にはやるけど、せやけど、そのアドレスでね、こっちから、住所、いついつ出された請願について、請願、陳情について、住所だけ必要ですのでお願いしますというようなことをすることは危険なんかな。危険っていう考え方でないんやろうし。どうなんかな。今何でもメールで送りますっていうことできたら、その送っている人間にとってみたら、アドレスがついているやろと、何かあったらそのアドレスで返してくれたらええんやと、それでまあ、電子メールしている人はみんなそう考えていると思うしね。

委員長 中川委員。

中川委員 あんな電子メールで、町や議会に送ってくる人というのは、やっぱり町のホームページ見て送ってきてんねやろうさかいに、ホームページに、「請願・陳情をしたい方は、住所・氏名は必ず明記してください」ぐらい入れておいて、こっちから返信いうか、問い合わせいうのも、そら優しいといや、優しいねけども。今、小野委員いわはるように、危険な場合もあるかわからへんし、ホームページにそういうことを記載しておいて、ないものについては扱わないと、住所・氏名あるものには取り扱うというぐらいで決めといたらええんちゃうの。個人的には、そういうふうと思うんやけど。

委員長 木澤委員。

木澤委員 議会広報、今、議会だよりとか、ホームページとか通じて、陳情とか、要望とか、請願にしても、正式な形での告知をしていただくのがいいかなとは思うんですけども。前回、出していただいたメールで来た文書、あれは住所がなかったんですけども、受付自体はもうしたということになるんですね。住所と名前と明記されていなくても、受付自体はしていると、今は。これからもそういうスタイルでいくのか、そうかも、ただ受付自体をしないですよ、だからちゃんと書いてもう1回出してきてくださいよという形にするのか。多分、もっといろんな変則な形でバツといっぱいく

と思うんです。で、とりあえず、ないものも受付だけはしますよと、で配布だけはしますよとするのか、そうか受付自体をお断りするのか、そういうところまで。

委員長 中川委員。

中川委員 今回、前の定例会かな、議員発議してもらった件の内容かて、住所がないために取り上げられなかった方の請願を受けての議員発議やと思うんでね。一応、内容によったら、そういう、やっぱり議会としても行動に移さんなあかん内容のものがあるから、受付だけはして、配布すると。で、あとは、その議会、個人、この前やったら議員発議してもらったように、議員個人に委ねるといふ形でいいんちゃうかな。

委員長 木澤委員。

木澤委員 そうすると、受付自体はこれまで通り、同じような形でしていこうということと、あと事務局のほうで出していただいた方に、「住所・氏名が明記されていけませんので、正規の形をこういう形をお願いしています」という案内を出してきた方に対して送れるかどうかということ。

委員長 小野委員。

小野委員 私は、そのアドレスを使ってそういう整理をしてもらえたらという思いでおったんやけどね。そうじゃなくて、今、副委員長言うようにね、とか、中川委員が言うように、ホームページとか、議会だよりで、住所とあれが必要ですよと、それを見て書いて出してくれはったら、それでいいし。まあ受付は、これは住所はなかっても、受け付けざるを得ないやろうなということ。その扱いは、議会運営委員会で配布にとどめるとか、そういう付託するんやというのは、それが無いというものに対しては、できるだけ配布という形でもせなしゃあないかなと。で、きちっと揃えてあったら、もう一度議論していくというように、住所が必要だという、ホームページ

にどんな形で載せるのか、ちょっとわからないけれどもね。住所が必ず必要なんやろな。陳情とかには、それは。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 まず整理していただかなければならないのは、議会の場合は、陳情については、請願と同じ扱いをして、議案として取り扱いしましょうということが、申し合わせでなっています。ただ、住民の方にとって、そのことが、理解をされていないことで、そういうことが起こってくるのかなというふうに思っておりますけれども。もちろん、ホームページのほうにはそのことも載せております。請願・陳情の出し方について、しております。陳情につきましては、住所・氏名を記載して出してくださいというようなことで掲載をさせていただいております。

委員長 小野委員。

小野委員 ということは、もうすでに議会のホームページの中には、それが載っている。でまあ、今、中川委員がちょっとそういうの見てきてはんねやったら、まあ住所も入れてくるやろうと。そうしたら、今の方は、それを見てなくて、名前だけで送ってこられたということやろうね。だから、副委員長が提案してくれている、で、議会だよりもまた書いてもらう、広報委員長にも、広報委員会に言うて書いてもらおうやと、以前も「陳情の出し方」とかいうのも載せたことあるし。今度どういうふうにしてはるのかわからんけど、もう出てくるのかな。せやけど、その議会だよりもあまり読んでもらえないやろうし、陳情するということに対して、議会ホームページも見なくて出してきてやんねやろうな、その陳情書いた方は。だからまあ、これはしょうない、受付はするんだということだけでしとかんとしょうないのかな。今までどおりの扱いで、しとかないといけないのかなあ。

委員長 中川委員。

中川委員 さつき局長の説明あったように、「なりすます」、そういうことも簡単にできるやろうから、一定のルールは決めておいて、そのきっちり揃たるものに対しては、議案として取り扱う。付託するとか、配布にとどめるとか、議会運営委員会で議論したらええと思うけれども。その欠けたものに対しては、受付だけしておいて配布だけすると、そういうルールというか、取り扱いでいいのちゃうかな。ないものにまで、こちらからまた問い合わせして、するいう、そこまでまたすんのもおかしいやろうしなど。そんだけ掲載されたるし、ホームページも掲載されたるしね、今度、広報でも、広報委員会でもそういうスペースを作ってもらってもいいし、載せさせてもらってもええやろうし、そこまでしておいて、見落として抜けてある分には、しょうがないと、私は思う。

委員長 持って来はった場合、抜けてたら、抜けてますと言ったらそれで終いやけど。 辻委員。

辻委員 故意に住所抜かしてるのかなというのは、特定されたらかなんさかいに、というような気もすると思ってる。そんなきっちりした人やったら、住所も名前もちゃんと書いてきはるけど。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時16分 再開)

委員長 再開いたします。

先ほどから議題となっております、請願及び陳情のあり方についてということでございますけれども、これは、手続きの仕方というはホームページのほうに載せてもらっています。今度、新たに、議会だよりのほうでもこういう形で、提出の仕方というのを周知していただきますので、これにつきましては、今までどおりの形でやらしていただくということでよろし

いでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、10時30分まで休憩いたします。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長 再会いたします。

次に、議員報酬の削減について、委員皆さまのご意見をお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

(「意見言うてもらわな。なしって、そうじゃなくて、この意見言うてはる人のこともしとかんな。」との声あり)

委員長 小野委員。

小野委員 この3割削減とかいうのは、なんか以前にもちよつと言うてはったから、大体誰かわかるんやけど。それまあ論外、別として、「健全な町財政のために」とかって、こういう言葉はな、錦の旗みたいに出してくる。このこと自体はな、やっぱり議員として、ここの財政状態、もうちよつとほんまに困窮してるのやったらええけど、それらを証明してな、そうしたら、そっから3割、その3割をせんならいかれへんと。これは推測でもの言うたら悪いけど、委員会のほうに、全協でも言うたから、自分の公約やからとかいう、そういうことを出してくるといのは、議員としてもちよつとまずいんじゃないかなと。そういうことを付け加えて、議員報酬については、検討しないと、あのときもだれか、議長が言うてたんかな。これについては、以前に7%の削減してると、せやから議員報酬のことについては検討せんでもええやんかと、その時点での、話をしてくれたんかなと思う

ので。そのままでもいいように思います。ただ単に、この検討はなしということで、そういうのも付け加えてもらったらどうですやろかな。

委員長 辻委員。

辻委員 一方で、ここで「議員削減の場合は、議員報酬の引き上げ」ということも書いてあるねん。せやってん、報酬、一方では、あんまりえろう議員減らしてきたら、報酬上げるというのもひとつちがうかなていうことでも書いてあるし。削減だけでいくのか、全体の報酬を考えるのかっていうことで、ちょっとまた議論も変わってきよると思うねんけど。

委員長 中川委員。

中川委員 さっき小野委員言わはったように、ある議員さんの選挙前の公約で、5割削減という約束してんと、言うてはったんと違うかな。3割やったかな、5割やな。多分5やという約束をしててんけど、議会に出したのは多分3やったと思う。その選挙公約があるさかいに、自分も仕方なく出しているねんというような感じやと思うねん、これは。今、他の意見で、議員の定数削減になったら、報酬上げるという意見もあるっていうけど、それこそ、民意反映せえへんというんか、民が許さないというんか、理解を得られないと思いますので、もう今の現状維持と。今がベストやとは言わへんけれども、今のままいらう必要ないということで、もうそんで終わったらええのかなと思うので。

小野委員 今の中川委員の、議選の監査委員さんですからね。財政的なことでいろいろ意見も言うてるし、今の議会の経費についても、これは妥当やという意見も言うてくれていると思うんですね。だから、監査委員さんの意見を尊重して、この提案についてはもう議論をしない。最初にしないう、議選の監査委員さんが言わはったんは戻るんやけどね。いろいろ議論をした結果、こういうものを、今はこの報酬はさわらないという結論づけてもらったら、そんで私はいいと思います。

木澤委員 私も、本来、斑鳩町議会は政務調査費等もございませんので、本来であれば、もうちょっと報酬については上げてもいいのかなという思いはありますけれども、今のこの状況の中で引き上げというのはちょっと考えられないというふうに思うのと、やっぱり、いろんな方が議員として、仕事をしていっているような、生活給ではないとされていながらも、一部の人しか議会に出て来れない、立候補できないというような関係をつくらないということを考えますと、やはり、これ以上、報酬についての削減は厳しいのではないかなという考えもありますので、今の段階で報酬3割削減を提案しておられますけれども、ちょっと議論に踏み込んでいくのは難しいというふうに考えます。

委員長 それでは、各委員さんいろいろ意見をいただきましたけれども、これにつきましては、政務調査費と、そういうのもなくしているなかで、非常に議員としても厳しいなかでやっている等の、そういう意見も踏まえまして、この意見につきましては、現状のままで行っていくということでしょうか。

(異議なし)

委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、②長期欠席議員の議員報酬等の支給についてを議題といたします。

この件につきましては、条例化の方向で進めるということを確認いたしておりますので、まず、皆さんからご意見をいただき、条例の骨子をまとめまして、その後、事務局のほうで、たたき台となります条例案を作成してもらい、そのたたき台をもとに細部を詰めていくというふうに進めていきたいと思いますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。 辻委員。

辻委員 条例化というのは、条例、議員報酬及び費用弁償の条例の一部改正でいく

のか、特例条例を設けるのかということ、また変わってくると。

委員長 その分について、これから、事務局から説明していただきますので。その進め方について、それでいいのかどうか、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいま申し上げましたように進めさせていただきます。

条例骨子をまとめますのに、皆さんに議論いただくポイントを一覧表にしておいてありますので、まず、これについて事務局から説明していただきます。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、お手元に資料をお配りしておりますので、それについてご説明をさせていただきます。

この資料につきましては、以前にもご説明いたしましたように、報酬減額等の条例化をされておられます20団体の条例を分析して、その典型的なものについて体系化し、条例をつくるにあたって決めていただきたい基本事項や個別事項についてあげさせていただいております。したがって、すべてを網羅したものではございませんので、この資料にあげさせていただいた項目にあてはまらないものもございまして、あらかじめご理解をいただいております。

それでは、資料の説明をさせていただきます。1 ページ目の表1として、条例の制定に係る基本事項を列挙いたしております。

まず、(1) 条例の制定方法といたしまして、既定の条例、斑鳩町でしたら、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に減額条項を盛り込んでいく方法、すなわち一部改正をするのか、あるいは、この条例の特例として、減額規定を設けた条例を別に制定するのかをお決めいただければと思います。

次に、(2) 減額支給の対象となる報酬等でございますが、議員皆さんが受けられる報酬等には、議員報酬と期末手当の2種類がございます。こ

のいずれかのみを対象とするのか、両方を対象とするのかご協議をいただければと思います。

次に、（３）減額措置の対象となる欠席事由でございますけれども、議員活動ができない、あるいは議会に出席しない理由としてはいろいろあるかと思えます。例えば、自己都合ですと、理由にならない理由で欠席をする場合や、私的な用事などで出席できないケースがあるかと思えます。

また、怪我や病気により出席できないということもございます。また、特殊なケースになるかと思えますけれども、刑事事件により逮捕されたり拘留されたりするような場合も想定されます。これは、特殊なケースとして分けて考える必要があるのではないかというふうに思っております。

また、事故による怪我などでも、公務中の事故もあるわけでございますが、これには会議出席の際の途中での交通事故なども含まれてまいります。また、これに準ずるケースとしては、地震等の災害などのように、個人の責めによらないような事故等もあろうかと思えます。

これは、（４）減額措置対象欠席事由の除外規定になりますけれども、これらについては、減額支給の適用除外とされている条例が少なからず見受けられますので、これら除外規定を設けるかどうかについて、決めていただければと思います。

次に、２ページをごらんいただきたいと思えます。

（５）議員活動ができない期間でございますけれども、条例上において、議員活動ができない期間をどのように定めるのか、議長または議会運営委員会などが議員活動ができない期間として認定した実質的な期間とするのか、あるいは、議員から議員活動ができない旨の届出、また、議員活動ができるようになった届出を出していただき、それによって実質的に議員活動ができなくなった期間とするのか、あるいはまた、定例会や各委員会等の会議等の欠席をもって議員活動ができない期間をみるのか、いずれにするのかを決めていただきたいと思えます。

また、さきほどの特殊なケースとして、刑事事件による場合について、減額措置や支給停止または不支給とする場合、逮捕・拘留された当該期間とするのか、または、その他の決め方をするのか、ご協議いただければと思います。

次に、（６）条例の施行期日ですけれども、これにつきましては、条例案が決まりましたら、いつから施行するのかについても決めていただきたいと思っております。

続きまして、３ページをごらんいただきたいと思えます。

次は、個別事項になってまいりますけれども、基本事項が決まりましたら、おのずとそれぞれの事項について詳細を決めていただくこととなりますけれども、議員活動休止期間を実質的な休止期間とした場合、これは（５）の①となりますけれども、その場合に何をもちて議員活動をできないと判断するのか、その根拠をどこに求めていくのかということになってまいります。ひとつは、議員本人から議員活動ができない旨の届出、また、議員活動ができるようになった届出をいただき、この期間を議員活動ができない期間として認定する方法、また、議長あるいはまた議会運営委員会がそれを認定されているところもありますけれども、本人からの聞き取りなどにより認定していく方法もございます。また、疾病等でしたら医師の診断書により行うケースも考えられます。

次に、（５）②会議の欠席期間を議員活動ができない期間とする場合がございます。この会議をどこまでみていくのか、定例会だけなのか、定例会と臨時会にするのか、あるいはまた、斑鳩町ですと閉会中の委員会もありますので、それらも含めていくのか、また、会議規則において協議又は調整を行うための場として定めております全員協議会や委員会打合せまで含めるのか、あるいはまた、公務全てということで、視察や研修、現地調査などの議員派遣まで含めていくのか、そういったことについて決めていただきたいと思えます。

また、次の（５）③でございますけれども、刑事事件により逮捕・拘留をされた場合、その当該期間とするのか、その他の期間の決め方をするのかを決めていただきたいと思えます。

次に、４ページと５ページをごらんいただきたいと思えます。

表３-１、表３-２、表３-３でございますけれども、どれぐらいの議員活動ができない期間に対してどれだけ支給減額をするのかを決めていただくものです。これにつきましては、最後のページ、６ページをごらんいただきたいと思えますけれども、条例制定団体の条例、さきほどの２０団

体ですけれども、それを参考に、どれだけの期間でどれだけの減額をしているかをイメージとして表しております。細かい点、例えば90日以上なのか90日を超えているのかなどの、細かいところについては正確に記載しているものではないと思います。あくまでも、参考までに、イメージとしてつかんでいただくためのものですので、ご留意をお願いいたします。

5ページに戻っていただきたいと思います。

下の表4でございます。刑事事件により逮捕・拘留された場合ですけれども、特殊なケースでもありますので、主な団体の例であげさせていただいております。このほかにも決め方というのはいろいろあるかと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

以上、簡単ですけれども、ご説明とさせていただきます。

委員長 ただいまの説明で何か質疑等ございましたらお受けいたします。

小野委員。

小野委員 きれいに整理してもらって、これを順番に議論していったら、ひとつのいいものができるのではないかと思いますので。いろいろまとめてもらっているんで、ありがたいと思いますので、一つひとつ。

委員長 これの順に進めさせていただきます。

それでは、委員皆さまにご意見をいただきたいと思います。本日は、この資料の基本事項の(1)から(5)までを決めていただき、あとの細かい個別事項につきましては、次回の委員会で決めさせていただきたいと思います。

それでは、順に進めさせていただきます。

まず、(1)条例の制定方法ですが、既存の条例の一部改正をするのか、また、別に分けて特例条例を制定するのか、ご意見をお願いいたします。

辻委員。

辻委員 ここに書いてある、特例条例、内容かなり見ていたら、細かい内容も出

てきますので、特例条例を設けたほうがわかりやすいのかなという気がしますので。一応、(1)の意見として、そういうことで。

委員長 他、ございませんか。 小野委員。

小野委員 私も、特例条例で、条例制定というほうが、今までの議論といいますか、制定しようとした中で、そりゃ一部改正のなかでもそういう制定はできるかわからへんけれども、やはり、こういうことが起きたときには、この条例の中を見ていかなあかんという、当然、制定するときには、いろいろ検討も、過去の条例との関連も考えなあかん条例、そのほうがわかりやすくていいんじゃないかなと思います。

委員長 今、辻委員、小野委員のほうからは、特例条例を制定してほうがいいんじゃないかということです。他、意見は。
飯高委員。

飯高委員 私も特例条例をつくりやすいかな、見やすいかなということで、特例条例のほうが望ましいと思います。

委員長 それでは、この件につきましては、特例条例を制定するというので、「斑鳩町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を制定することといたします。

次に、(2)減額支給の対象となる報酬等ですが、議員報酬、議員期末手当のいずれを減額支給の対象とするのか、ご意見をお願いいたします。

中川委員。

中川委員 議員報酬というのは、サラリーマンでいう月給、月に働いた分の支給される月給という形で、その利益に対する期末手当はボーナスみたいなもんやと、サラリーマンで考えたらね。そんな感覚なんかというふうに思いますのでね。月々の月給をもらえん者が、議員期末手当をもらえることはないんで、一番下の、議員報酬と議員期末手当の両方を対象とすると、これ

でいいのかなと思います。

委員長 ほかにございませんか。 辻委員。

辻委員 中川委員言うように、2つ対象にということで。ただ、議員手当、期末手当、その率を、ちょっと後で、また次の問題なんですけれども。

委員長 今、中川委員、辻委員のほうから、議員報酬・期末手当を含めた形でという意見でしておりますけれども、他にご意見は。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、報酬につきましては、議員報酬・議員期末手当の2つを対象とするということでございますので、議員報酬・議員期末手当の両方を対象とすることといたします。

次に、(3)減額措置の対象となる欠席事由ですが、自己都合によるもの、疾病等によるもの、あるいはまた、刑事事件により逮捕・拘留によるもの、また、公務災害等によるものなど、いずれを対象とするのか、また、(4)減額措置対象の欠席事由の除外規定もありますように、公務災害、あるいはまた、公務災害に準ずるものを減額措置の対象から除外するのか、これらについて、併せてご意見をお願いいたします。

中川委員。

中川委員 結局、自己都合も、疾病、病気、けが、刑事事件、みんな欠席したら、対象になるということですやろ。これはもう全部対象で、公務災害や、そういう公務の中でけがされた場合は、次の除外規定で除外されるんやから、これは全部入れといたらいいんちゃうのかなと思います。

委員長 全部で入れてということでございます。これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、減額措置の対象となる欠席事由としては、自己都合によるもの・疾病等によるもの・刑事事件による逮捕・拘留を減額支給の対象とすることといたします。

 また、公務災害についてでございますが、これについては除外するというので、災害等個人の責めによらない事故等も含めるということでございます。

 次に、（５）議員活動ができない期間についてですが、議員活動ができない期間を、議長が認定、また議員からの届出による実質的な議員活動の休止期間とするのか、会議の欠席をもって議員活動の休止期間としていくのか、これについてご意見をお願いいたします。 中川委員。

中川委員 「実質的な議員活動休止期間を議員活動ができない期間とする」ということやねんけれども、実質的な議員活動休止期間というのは、あまりにも大雑把というのか、次の、２番目の「会議の欠席期間」というように、はっきりわかるほうがええのかなと思う。この真ん中と一番下の、２番目と３番目でええのかなと。

委員長 小野委員。

小野委員 実質的な議員活動休止期間というのは、これ、どういふのかなと、いま想定してみてんねんけども。結局、議長から出席停止というか、そういうことでいいのかな。どういふことを想定されているのかなと思って。ちょっと、こちらの（５）①の表ということでしたら、ちょっと違うんかなと思ったりもしてるんやけどね。その真ん中に「議長が議員活動できない期間として認定した期間」というのは、議長から出席停止というようなことを想定しておられるのか、どうなんですか。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務 他町村の条例を見てまいりますと、基本的には、例えばですけれども、

局長 閉会中のある日に、交通事故にあわれたということであれば、その日から活動できないと考えていいわけですがけれども。なかなか、例えば最近増えておりますのは、うつ病等の心因的なものがふえてまいりまして、そして、そのなかで、具体的に、いつから議員活動できないというのは、非常に認定が難しいということがあって、議会運営委員会なり、議長が、この日から議員活動ができないというふうに認定をされているというところもございました。そういう意味での、いつから、いつまでという認定をすることによってございまして、出席停止ということではございません。

委員長 吉野さんの。診断書もあがってこない、そういった場合。
中川委員。

中川委員 その議長の判断も難しいし、議長によって変わってくる場合もあるんでね、2番目と3番目でいいのかなど。会議の欠席期間を議員の活動ができない期間としたらいいのかなど、それが明確というか、みんなに目に見えてわかるんでね、この2番目でええんかなと思います。

委員長 辻委員。

辻委員 ひとつね、今、吉野議員ということが出てきて、これ具体的に。委員会途中でも、予算委員会とか、私経験で、予算書も開かない、ただ座っているだけという議員さんも一部おられるということで、それが議会活動、聞いてはったらそれでええねんけど。そのへんが、どうかなっていう議員さんもおる、それをどういうふうに認定するのか、それを議長が議員活動はできないというふうにするのか。それ、難しいなと思って。

(「それ言いだしたら・・・」 との声あり)

(「そんなんいろんな人おる」 との声あり)

委員長 小野委員。

小野委員 先ほど中川委員の言うてる、実質的な議員活動休止期間、これは、議長と議運でっていうことで審議ていうか、議論して決めるという、そういうことだと思っうんですね。だけれども、中川委員は、「議長代わったら、変わる」というようなことは、私はないと思う。決めてあったら、そのときの議運が議長が代わっても、議運で議論して認定していただくから、これも入れておくほうが、入れておくほうがっておかしいねんけど、今回、この場で個人的な名前も出てるけれども、やはり、議長が、こういうものがあつたから、もう少しきちっとしておくほうがいいから、私も同じように経験したことを前から言うてますけれども、その議員のほうから、うろうろしてるのに、出てこれるのに来てないと、そんなあれじゃないと、診断書とらんなあかんやんかとか言うて、千度言われたこともあるんでね。今回も、議長、だいぶ苦勞されたと思っうんですよ。なんか個別に議長とこへ出しにいたりしたとかちょっと漏れ聞いてるしね。だから、これも、期間を入れてしまったほうが、議長が議運に諮って、今こんな状態やと、そうしたら、それはこれの対象になるというふうに。議会全体が、議運が、議会全体が決めたということが、私はいいのかなと思っうねけれども。

委員長 中川委員。

中川委員 結局、せやけど、どこで判断するかというたら、会議に出てくるか、来やへんかで判断しますねやろ、これ。

委員長 それと、議員の方から、「もう今活動できませんよ」という形であげてこられる。それを受けて、議長なり、議運で協議すると。今、この1段目に書いている「議員からの届出により認定した期間」というのがあるから。せやから、自ら言うてきはるやつもある。

中川委員 言うてきはるけど、会議に出てこえへんねやろ。休むねから。会議の欠席で全部みんなあてはまんのとちゃうの、上も下も。届出するわ、会議に出てきよらへん。

委員長

暫時休憩します。

(午前 11 時 02 分 休憩)

(午前 11 時 08 分 再開)

委員長

再開いたします。

今、各委員さんからいろいろ意見いただいておりますけれども、実質的な議員活動期間の期間とする場合、それと、会議の欠席期間を議員活動ができない期間とする場合ということでございますけれども、いろいろ意見おられる中で、議長のほうは、とにかく日々がその議員活動やから、そういう形であるべきではないかという意見も出ておりますが、一番決めやすい形とすれば、やはり会議の欠席期間というのを基準にするほうが決めやすいのではないかと。また、こういう形で一応進めていただいて、また後日、その不備があるということがあれば、また議論していただいたらいいのではないかと思いますけれども。

(5) の②ということで、①は省くということによろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それと、刑事事件による逮捕・拘留につきましては、その場合の該当期間とするということによろしいですか。

(異議なし)

委員長

では、刑事事件につきましては、その該当期間とすることといたします。次に、(6) 条例の施行日ですが、これにつきましては、条例案ができました後、最後に決めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。条例に関する基本事項については、以上でございます。

次回の委員会で、本日、ご確認をいただきましたことをもとに、細かい事項を詰めていきたいと思っておりますので、3 ページ、表 2 以降の部分について、皆さんそれぞれ考えをまとめておいていただきたいと思います。また

次回に、お願いをいたしたいと思います。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと気になったんで。刑事事件の場合なんですけれども、逮捕されて刑が確定する点は、刑を務める期間までということでは、もう異議はないんですけれども。あとから間違えたという、冤罪になったときのことも想定だけしておく必要あるのかなと。まず滅多にないかなと思うんですけれども。それは発生したときにまた考えるっていうことか。

委員長 それからやろうな。やっぱり先、確定になったら。

木澤委員 セやけど冤罪やったと、ひっくり返るということが起きてきていますので。

(「除外規定で」との声あり)

委員長 ということで、次回、よろしくお願いいたします。
それでは、本日の協議事項については、終わらせていただきます。
なお、次回の委員会ですが、9月定例会前の委員会を8月29日に開催をしたいと思いますが、1か月ほどしか開いておりませんので、この日にしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、次回、8月の29日に開催することといたします。
次に、2. その他についてを議題といたします。委員皆さんのほうから何かございますでしょうか。

(な し)

委員長 議長のほうからは。

議 長

ございません。

委員長

他にご意見もないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時15分閉会)